

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月5日まで

私は、昭和39年3月にA社に入社し、約半年間D事業所で研修を受け、研修終了後C事業所へ異動した。

申立期間はD事業所からC事業所へ異動した時期であり、継続して勤務し給与も支給されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者台帳及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所へ異動）していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社において申立人と同日入社であり、同社C事業所への異動が一緒だったとする当時の同僚が給料支払明細書を所持しているところ、当該給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C事業所における健康

保険厚生年金保険被保険者原票に係る申立人の昭和 39 年 11 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月5日まで
死亡した夫は、昭和39年4月にA社に入社し、約半年間D事業所で研修を受け、研修終了後C事業所へ異動した。

申立期間はD事業所からC事業所へ異動した時期であり、継続して勤務し給与も支給されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者台帳及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所へ異動）していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社において申立人と同時期入社であり、同社C事業所への異動が一緒だったとする当時の同僚が給料支払明細書を所持しているところ、当該給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票に係る申立人の昭和39年11月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月5日まで
私は、昭和39年4月にA社に入社し、約半年間D事業所で研修を受け、研修終了後C事業所へ異動した。

申立期間はD事業所からC事業所へ異動した時期であり、継続して勤務し給与も支給されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者台帳及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所へ異動）していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社において申立人と同時期入社であり、同社C事業所への異動が一緒だったとする当時の同僚が給料支払明細書を所持しているところ、当該給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C事業所における健康

保険厚生年金保険被保険者原票に係る申立人の昭和 39 年 11 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月5日まで
私は、昭和39年4月にA社に入社し、約半年間D事業所で研修を受け、研修終了後C事業所へ異動した。

申立期間はD事業所からC事業所へ異動した時期であり、継続して勤務し給与も支給されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者台帳及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所へ異動）していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社において申立人と同時期入社であり、同社C事業所への異動が一緒だったとする当時の同僚が給料支払明細書を所持しているところ、当該給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C事業所における健康

保険厚生年金保険被保険者原票に係る申立人の昭和 39 年 11 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月5日まで

私は、昭和39年3月にA社に入社し、約半年間D事業所で研修を受け、研修終了後C事業所へ異動した。

申立期間はD事業所からC事業所へ異動した時期であり、継続して勤務し給与も支給されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者台帳及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所へ異動）していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社において申立人と同日入社であり、同社C事業所への異動が一緒だったとする当時の同僚が給料支払明細書を所持しているところ、当該給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C事業所における健康

保険厚生年金保険被保険者原票に係る申立人の昭和 39 年 11 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月5日まで

私は、A社に入社し、約半年間D事業所で研修を受け、研修終了後C事業所へ異動した。

申立期間はD事業所からC事業所へ異動した時期であり、継続して勤務し給与も支給されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者台帳及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所へ異動）していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社において申立人と同時期入社であり、同社C事業所への異動が一緒だったとする当時の同僚が給料支払明細書を所持しているところ、当該給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C事業所における健康

保険厚生年金保険被保険者原票に係る申立人の昭和 39 年 11 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月5日まで
私は、昭和39年4月にA社に入社し、約半年間D事業所で研修を受け、研修終了後C事業所へ異動した。

申立期間はD事業所からC事業所へ異動した時期であり、継続して勤務し給与も支給されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者台帳及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所へ異動）していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社において申立人と同時期入社であり、同社C事業所への異動が一緒だったとする当時の同僚が給料支払明細書を所持しているところ、当該給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C事業所における健康

保険厚生年金保険被保険者原票に係る申立人の昭和 39 年 11 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月5日まで
私は、昭和39年4月にA社に入社し、約半年間D事業所で研修を受け、研修終了後C事業所へ異動した。

申立期間はD事業所からC事業所へ異動した時期であり、継続して勤務し給与も支給されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者台帳及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所へ異動）していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社において申立人と同時期入社であり、同社C事業所への異動が一緒だったとする当時の同僚が給料支払明細書を所持しているところ、当該給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C事業所における健康

保険厚生年金保険被保険者原票に係る申立人の昭和 39 年 11 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月30日から52年11月1日まで

私は昭和48年10月1日から58年11月頃までの期間、B市のA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間は、A社B支店が、C社として独立した頃であるが、この前後において、勤務場所、仕事内容及び給与の支払状況は変わること無く継続しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社の元同僚の供述から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和52年11月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の昭和52年10月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、上記被保険者名簿により、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和52年11月1日に被保険者資格を取得している元従業員は申立人を含め26人確認できるところ、このうち、新規採用等の7人を除く19人のA社における被保険者資格の喪失日が同年10月30日となっていることから、同社が申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和52年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。